# 大都市制度についての専門小委員会中間報告について

(平成24年12月20日 第30次地方制度調査会第26回専門小委員会)

- 平成23年8月に設置された第30次地方制度調査会では、平成24年1月17日の第3回総会以降、諮問事項の一つであ る「大都市制度のあり方」について専門小委員会で計21回審議。同年12月20日開催の第26回専門小委員会において、 「大都市制度についての専門小委員会中間報告」を取りまとめ。
- 今後、当該中間報告に対する各方面の意見を踏まえ、残された諮問事項である基礎自治体のあり方と併せて最終的な答 申に向けて調査審議を継続予定。(第30次地方制度調査会の委員の任期は、平成25年8月23日まで)

# 現行制度の見直し

# (指定都市制度)

- 〇「二重行政」の解消
- 都道府県から指定都市への事務移譲(土地利用、対人サービス 等)により事務処理の主体を極力一元化することを検討。まとまっ た財政負担が生じる場合、税源の配分も含めた財政措置を検討
- 指定都市と都道府県が同種の任意事務等について調整する協議 会の設置、協議が調わない場合の何らかの裁定等の仕組みを検討
- 都市内分権、住民自治強化 (特に人口が非常に多い指定都市)
- 区の役割の拡充、区長の独自の権限(人事・予算等)を検討
- 区長を市長が議会同意を得て選任することを検討
- 市議会内に1又は複数の区ごとの常任委員会の設置を検討

### (中核市、特例市制度)

- 両制度を統合し、人口20万以上で保健所を設置すれば中核市と なるようにすることを検討
- 条例による事務処理特例制度について、市町村の事情を十分階 まえて移譲が行われるようにするための方策を引き続き検討
- 地方の拠点である中核市・特例市等の担うべき役割・財政措置、 自治体間の柔軟な連携を可能とする仕組みについて検討

#### (都区制度)

- 都から特別区へ小規模区間の連携等の工夫により更なる事務務 譲(例:児童相談所)を検討。その他は都とそれぞれの特別区の間 で条例による事務処理特例を活用することを検討
- 社会経済情勢の変化を踏まえた特別区の区域の見直しを検討

# 新たな大都市制度

「大都市地域特別区設置法」上の協議事項である事務 (特別区<u>の他地域への適用) 分担、税源配分、財政調整等の留意点を示すもの</u>

- 道府県での特別区の設置により国や他の地方自治体の財政に影響 が生じないよう特に留意
- 事務分担は、都が基礎自治体に代わり一体的に処理している事務 は道府県が処理することを基本とし、道府県の特別区が都の特別区 が処理していない中核市並みの事務を処理する場合には円滑に処 理できるかという点に留意
- 税財源は、道府県・特別区の事務の規模に応じて適切に配分される。 ことが基本。地方交付税は、都区合算制度等の現行制度が基本。特 別区の処理する事務や特別区の規模によっては、調整3税以外の調 整財源が必要となる場合があることに留意
- 財産処分及び職員の移管は、事務分担に応じることを基本に検討 (特別市(仮称))
- 全ての都道府県・市町村事務を処理することによる二重行政の完全 解消、効率的・効果的な行政体制、政策選択の自由度向上等に意義
- 住民代表機能のある区の必要性、警察事務の分割による広域犯罪 対応への懸念、全道府県税・市町村税を賦課徴収することによる周 辺自治体への影響等の課題について、更に検討が必要
- まずは都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲により実質 的に特別市(仮称)へ近づけることとし、上記の課題は引き続き検討

# (大都市圏域の調整)

三大都市圏において、大都市圏域にわたる行政課題(交通体系整 備、防災対策等)に関し、連絡調整や計画策定を行う協議会等の枠 組みを設けることについて引き続き検討